

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 6 号

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例

相模原市立保育所設置条例(昭和 2 8 年相模原市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表相模原市立城山中央保育園の項を次のように改める。

相模原市立城山保育園	相模原市緑区町屋 1 丁目 1 8 番 5 2 号
------------	---------------------------

第 2 条の表相模原市立城山西部保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。